

事 務 連 絡

平成23年3月11日

各都道府県消防防災主管課

御中

東京消防庁・指定都市消防本部

消防庁予防課

大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難への対応に係る  
消防法施行規則等の改正予定について

大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難への対応については、平成21年9月30日に消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年総務省令第93号）等が公布され、「消防法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」（平成21年9月30日付け消防予第408号）により通知したところです。

今般、「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会」において、最終報告書がとりまとめられ、同報告では、大規模・高層の防火対象物等の階段において、通路誘導灯に代えて建築基準法に規定する非常用の照明装置が設置されている場合でも、予備電源の容量として60分間作動できる容量を確保することが適当である旨提言されています(報告書全文:<http://www.fdma.go.jp/>)。

当庁では、上記報告を踏まえて、今後、意見公募手続きを実施した上で、消防法施行規則等について所要の改正を行うことを予定しておりますので、各消防本部にあっては、大規模・高層の防火対象物等の関係者に対する当面の指導・助言の際の参考として下さい。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いいたします。

総務省消防庁予防課

担当：塩谷、伊倉

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

## 大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書（抄） （平成22年度 大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会）

### 第3 大規模・高層の防火対象物等における停電時の長時間避難への対応

#### 3. 1 現状と課題

平成20年度にとりまとめた本検討会の中間報告書では、大規模・高層の防火対象物等では、地上とのアクセスが構造上制限されること、建屋内の移動距離が長くなること、強い揺れに伴い避難障害や要救助者を生ずるおそれがあること等から、避難を完了するまでに相当の時間を要することが想定され、館内における停電時の長時間避難に対応した誘導表示が必要であると提言を行った。

これを踏まえ、平成21年9月30日に消防法施行規則の一部が改正され、大規模・高層の防火対象物等<sup>※</sup>における避難口やこれに通ずる通路や階段等に設置する誘導灯について、非常電源の容量を60分間以上作動できる容量とすることが義務付けられている。

一方、階段に設置する通路誘導灯（以下「階段通路誘導灯」という。）については、従来より、消防法施行規則第28条の2において、建築基準法による非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）が設置されている場合には設置を要しないこととなっているが、この場合の非常照明の非常電源の容量については、30分間作動する容量があれば良いこととされている（資料5参照）。

※ 大規模・高層の防火対象物等とは、次の防火対象物をいう。

- ① 延べ面積50,000㎡以上のもの
- ② 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積30,000㎡以上のもの
- ③ 延べ面積1,000㎡以上の地下街
- ④ 消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定した地下駅舎

#### 3. 2 対応の考え方

大規模・高層の防火対象物等においては、階段通路誘導灯だけでなく、非常照明についても非常電源の容量を60分間作動できる容量以上確保することが適当であると考えられる。

なお、これに関する制度上の対応については、前回の改正の趣旨等を踏まえつつ、防火対象物における対応が効果的かつ円滑に行われることに留意する必要がある。